

○茅ヶ崎公園体験学習センター条例

平成30年7月2日

条例第37号

改正 令和元年6月25日条例第3号

令和元年12月16日条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市都市公園条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第4号）に定めるもののほか、茅ヶ崎公園に設置された体験学習施設（次条において「体験学習施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 体験学習施設の名称は、茅ヶ崎公園体験学習センター（以下「センター」という。）とする。

(休館日等)

第3条 センターの休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定める。

(利用の承認等)

第4条 センターの施設のうち集会室、実習室、録音室及び点訳室並びにこれらの施設の附属設備のうち別表の2の項の表に掲げるもの並びにロッカー（以下これらを総称して「集会室等」という。）を利用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認（以下「利用の承認」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 集会室等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、利用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(令元条例36・一部改正)

第5条 教育委員会は、集会室等（ロッカーを除く。）の利用が、同一の者が同一の内容で3日以上連続して利用するもの又は例日を定めて利用するものであると認めるときは、利用の承認をしないことができる。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、

この限りでない。

(利用の内容の変更)

第6条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用者が第4条第3項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 利用者が偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。
- (5) 災害その他やむを得ない理由により緊急の必要が生じたとき。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、カラオケ設備及びロッカーの利用に係るものを除き、使用料の全部又は一部を免除することができるものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業のために利用するとき 使用料の額の全額
- (2) 市又は教育委員会と密接な関係を有し、かつ、青少年の健全育成及び地域福祉の推進を図ることを目的とする公共的団体(教育委員会が適当であると認めるものに限る。)がその目的のために利用するとき 使用料の額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき その都度教育委員会が定める額

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が災害その他特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付

することができる。

(目的以外の利用等の禁止)

第11条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外の目的で集会室等を利用し、又はその利用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(販売行為等の禁止)

第12条 利用者及び入館者は、センター内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(特別の設備等の制限)

第13条 利用者は、集会室等に特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第14条 利用者は、集会室等の利用を終了したとき又は利用の承認を取り消され、若しくはその利用を制限され、若しくは中止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 利用者及び入館者は、センターの施設、附属設備又は備付けの器具を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第16条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、附属設備又は備付けの器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(管理上の立入り)

第17条 利用者は、関係職員がセンターの管理のためその利用に係る施設に立入りを要求したときは、拒むことができない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条から第10条まで及び別表の規定は、令和2年4月1日前の集会室等（カラオケ設備及びロッカーを除く。次項において同じ。）の利用については、適用しない。

(令元条例36・一部改正)

- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の集会室等の利用に係る使用料の額は、第8条第1項の規定にかかわらず、別表に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り捨てた額）とする。

(令元条例36・一部改正)

- 4 利用の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、この条例の例により行うことができる。

(茅ヶ崎市都市公園条例の一部改正)

- 5 茅ヶ崎市都市公園条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(茅ヶ崎公園体験学習センター等の使用料に係る経過措置)

- 9 第3条から第5条まで、第9条、第12条から第14条まで、第20条及び第26条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用の承認の申請が施行日前にされた場合における当該申請に対する承認に係る使用料については、第3条から第5条まで、第9条、第12条から第14条まで、第20条及び第26条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第36号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 移動観覧席、照明設備及び映写設備の利用の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、改正後の茅ヶ崎公園体験学習センター条例の例により行うことが

できる。

別表（第8条関係）

（令元条例36・一部改正）

1 施設使用料

(1) 基本使用料

施設名		単位	金額
集会室	多目的室A	1利用時間帯	円
			1,810
	多目的室B		1,140
	BF—1集会室		500
	BF—2集会室		470
	BF—3集会室		530
	1F—1集会室		300
	1F—2集会室		300
	1F—3集会室		240
	1F—4集会室		290
	1F—5集会室		410
	2F—1集会室		480
	2F—2集会室		480
	2F—3集会室		220
	和室		250
実習室	スタジオ／音楽室1	660	
	スタジオ／音楽室2	550	
	調理室	600	
	美術工作室	480	
	娯楽室	310	
録音室		70	
点訳室		70	

備考 「1利用時間帯」とは、センターの開館時刻から閉館時刻までを1時間ごとに区分した時間帯をいう。

(2) 営利目的等使用料

利用者が参加料その他これに類する料金を徴収する場合又は商業宣伝、営業若しくはこれらに類する目的をもって利用する場合の使用料の額は、基本使用料の額に、基本使用料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

2 附属設備使用料

附属設備	設置施設名	単位	金額
移動観覧席	多目的室A	1利用時間帯	円 680
音響設備	多目的室B		610
	スタジオ／音楽室1		400
照明設備	多目的室B		730
映写設備	多目的室B		230
カラオケ設備	BF—1集会室		400

備考 「1利用時間帯」とは、1の項(1)の表備考に規定する「1利用時間帯」をいう。

3 ロッカー使用料

種別	単位	金額
ロッカー（大型）	1個1月	円 910
ロッカー（中型）		400
ロッカー（小型）		300

備考 利用の承認を受けた期間が1月未満である場合又はその期間に1月未満の端数がある場合は、これを1月とする。